

2 多様な保健サービスの提供

(1) 母子保健

ア 市町母子保健事業の現状

近年、少子化、核家族化、社会連帯意識の希薄化による地域の養育機能の低下など、母と子をめぐる様々な環境は大きく変化し母子保健対策の重要性は増大しています。

こうした状況に対応して、妊娠、出産、育児や乳幼児保健についてきめ細かくかつ一貫したサービスの提供を図るという観点から、平成9年度より健康診査、訪問・相談指導等の実施主体が県から住民に身近な市町に一元化され実施されています。

イ 各母子保健事業の実施状況

妊娠期の保健対策として、母子手帳の交付時面接等による健康相談を行い、分娩や出産に関する不安の軽減やハイリスク妊婦の把握につとめており、医療機関委託妊婦健診や訪問指導、妊婦教室、両親学級等を実施しています。

乳幼児期の保健対策としては、医療機関へ委託している乳児健診をはじめ、各市町が独自で実施している集団による乳幼児健診、育児相談、子育て教室および各種の子育てサロン等の自主グループへの支援等を実施しています。

また、思春期保健対策として、学校保健と連携して赤ちゃんとのふれあい（体験）教室等実施しています。近年は、少子化対策として子育て支援策が充実されてきています。また、育児不安や児童虐待予防に対する母子保健での取組みがますます重要になっています。

そのためには、保健・医療・福祉及び学校等関係機関のより一層の連携強化により、効果的な育児支援ネットワークを構築していく必要があります。

表1 母子保健事業実施状況

平成20年度

	健康診査			健康相談	健康教育			家庭訪問 (妊・新・幼)	その他
	妊婦	乳児	幼児		思春期	妊婦	乳幼児		
鯖江市	★妊婦健診	★1か月健診 ★4か月健診 ★9～10か月健診	1歳6か月児健診 3歳児健診	<ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳交付 お父さんの子育て手帳交付 乳幼児発達相談 ことばの相談 すくすく育児相談(前期・後期) 保健師相談会 	思春期保健福祉体験事業	<ul style="list-style-type: none"> 新米お父さん教室 	<ul style="list-style-type: none"> 幼児親子教室 かがやきキッズ(幼児) たくみ会(就学児) さくらんぼキッズ 	<ul style="list-style-type: none"> こんにちは赤ちゃん事業 乳幼児家庭訪問 	<ul style="list-style-type: none"> 自主グループ支援(コスモスキッズ) 歯みがき教室 栄養指導 特定不妊治療費助成事業
越前市	★妊婦健診	★1か月健診 ★4か月健診 ★9～10か月健診	1歳6か月児健診 (絵本の読みきかせ実施) 3歳児健診 (ブラッシング教室同時開催)	<ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳交付 父子健康手帳交付 2か月児セミナー(離乳食教室:準備期) 乳児育児相談(離乳食教室:初期、中・後期) こどもの発達相談 乳幼児育児相談(すこやかサロン) 	<ul style="list-style-type: none"> 赤ちゃん抱っこ体験学習 子どもの生活習慣病予防事業 教育相談(性感染症の予防) 	<ul style="list-style-type: none"> 両親学級 	<ul style="list-style-type: none"> のびのび発達教室 	<ul style="list-style-type: none"> ハイリスク妊婦訪問 こんにちは赤ちゃん事業 乳幼児健診事後訪問 幼児健診未受診者訪問 	<ul style="list-style-type: none"> 外国人育児支援(通訳配置) 児童デイサービス事業 3歳児親子歯ッピー教室(フッ素塗布、歯みがきチェック) 産後ケア事業 子育てグループ・子育てボランティアの育成 特定不妊治療費助成事業
池田町	★妊婦健診	★1か月健診 ★4か月健診 ★9～10か月健診	1歳6か月児健診 2歳児健診 2歳6か月児健診 3歳児健診	<ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳交付 ★妊婦歯科保健指導 子育て相談 母乳哺育相談 		<ul style="list-style-type: none"> 妊婦相談 	<ul style="list-style-type: none"> 子育て講演会 離乳食相談 なかよしひろば 絵本の窓 	<ul style="list-style-type: none"> 妊婦訪問(妊婦検診フォローより) 新生児訪問 こんにちは赤ちゃん事業 健診事後指導訪問 	<ul style="list-style-type: none"> 母乳栄養支援事業 ★3歳児歯科保健指導(フッ素塗布) ブラッシング指導 乳幼児発達支援事業 母子保健推進活動 特定不妊治療費助成事業
南越前町	★妊婦健診	★1か月健診 ★4か月健診 ★9～10か月健診 赤ちゃん健診(2～3か月・6～7か月) 乳幼児健診(0～就学前希望者)	1歳6か月児健診 3歳児健診	<ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳交付 子育て相談室 		<ul style="list-style-type: none"> マタニティセミナー 	<ul style="list-style-type: none"> 歯ピカ教室 虫歯予防教室 	<ul style="list-style-type: none"> こんにちは赤ちゃん事業 	<ul style="list-style-type: none"> 虫歯のない子の表彰 母子保健関係者連絡会 保健推進員研修会 特定不妊治療費助成事業
越前町	★妊婦健診	★1か月健診 ★4か月健診 ★9か月健診	1歳6か月児健診 2歳6か月児歯科健診 3歳6か月児健診	<ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳交付 妊婦相談 のびのび発達相談 		<ul style="list-style-type: none"> マタニティスクール 	<ul style="list-style-type: none"> 離乳食教室 幼児親子教室 歯みがき教室(保育所巡回) わいわいキッズ 子育てサロン 	<ul style="list-style-type: none"> こんにちは赤ちゃん事業 乳児家庭訪問(要フォロー) 妊婦の電話・訪問 	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援情報誌 特定不妊治療費助成事業

★は医療機関委託にて実施

(イ) 母子訪問活動状況

妊産婦、新生児および乳幼児訪問は、各市町の保健師等が行っており、訪問活動の取り組み状況は市町によって格差がみられます。(表2)

育児不安や虐待予防等に対応していくためにも、訪問等による個別指導の充実が求められる中、平成19年度から市町における「こんにちは赤ちゃん事業」により、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問することになりました。

表2 管内市町別対象別母子訪問活動状況

平成20年度

	妊 婦		産 婦		新 生 児 (未熟児を除く)		未熟児		乳 児 (新生児・未熟児を除く)		幼 児		その他	
	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
鯖江市			65	65	28	28			292	295	5	5		
越前市	3	5	339	343	299	299	33	33	7	11	232	285	31	36
池田町			9	9					11	11	4	12	2	2
南越前町	1	1	98	98	5	5	2	2	95	110	34	60	3	6
越前町			129	129	1	1	4	4	126	126	6	10		

(地域保健事業報告より)

(イ) 妊婦一般健康診査

妊娠中の疾病の予防と早期発見をめざし、各市町では妊婦に対し適切な指導を実施するため医療機関に妊婦の健康診査を委託して公費で行っています。「妊婦一般健康診査受診票」は、母子健康手帳や母子保健のしおりに挿入され、妊婦は妊娠前期、中期、後期の各期に1回ずつ医療機関で受診できます。さらに、平成18年度からは、第3子以降は全14回の健診が無料で受けられるようになりました。

平成20年度の管内の受診率は、妊娠前期96.9%、妊娠中期92.9%、妊娠後期91.3%でした。

受診結果では、妊娠期間が進むにつれて、異常ありが多くなっています。異常を認められた中では「貧血」が大半を占め、妊娠前期では148人(8.7%)、妊娠中期では437人(26.8%)、また妊娠後期では514人(32.0%)でした。(表3)

表3 妊婦一般健康診査状況

平成20年度

	市町	受診票 交付数	受診 人員	受診率 (%)	受診結果 (件数)								
					異常 なし	異常あり (件数)					その他 (%)		
						実人数	延人数	高血圧等 (%)	貧血 (%)				
妊娠前期	鯖江市	688	671	97.5	599	72	74			67	10.0	7	1.0
	越前市	772	743	96.2	764	69	70	9	1.2	60	8.1	1	0.1
	池田町	27	24	88.9	24								
	南越前町	74	72	97.3	65	7	7			6	8.3	1	1.4
	越前町	190	186	97.9	169	17	17			15	8.1	2	1.1
	管内	1,751	1,696	96.9	1,621	165	168	9	0.5	148	8.7	11	0.6
妊娠中期	鯖江市	688	660	98.8	466	194	195	1	0.2	178	27.0	16	2.4
	越前市	772	690	89.4	494	196	197	7	1.0	189	27.4	1	0.1
	池田町	27	23	85.2	17	6	6			6	26.1		
	南越前町	74	74	100.0	57	17	17			16	21.6	1	1.4
	越前町	195	185	94.9	130	55	55			48	25.9	7	3.8
	管内	1,756	1,632	92.9	1,164	468	470	8	0.5	437	26.8	25	1.5
妊娠後期	鯖江市	688	667	97.0	414	253	262			233	34.9	29	4.3
	越前市	772	670	86.8	451	219	224	22	3.3	200	29.9	2	0.3
	池田町	27	19	70.4	11	8	8			8	42.1		
	南越前町	74	69	93.2	48	21	22			20	29.0	2	2.9
	越前町	199	181	90.9	119	62	26	1	0.6	53	29.3	8	4.4
	管内	1,760	1,606	91.3	1,043	563	542	23	1.4	514	32.0	41	2.6

※「異常あり」の率は受診人員に対する割合

(市町母子保健実施状況報告より)

(エ) 乳児一般健康診査 (医療機関委託分のみ)

乳児期の疾病の予防と早期発見を行い適切な指導をするため、各市町は医療機関に委託して公費による乳児の健康診査を行っています。「乳児一般健康診査受診票」は、母子健康手帳や母子保健のしおりに挿入され、乳児は1か月児・4か月児・9～10か月児健康診査を医療機関で受診できます。

平成20年度の管内の受診率は、1か月児健康診査96.9%、4か月児健康診査96.8%、9～10か月児健康診査94.9%と高率でしたが、市町別にみると多少のばらつきが見られました。

受診の結果、異常の認められたものは、1か月児健康診査113人(7.0%)、4か月児健康診査194人(11.7%)、9～10か月児健康診査180人(11.0%)でした。(表4)

市町によっては、医療機関委託の健康診査のほかに、乳幼児等を対象に集団健診を実施し、医師や保健師のほか、栄養士、食生活改善推進員や保健推進員がそれぞれの乳児の発達時期に合わせた相談や指導を合わせて行っているところもあります。

表4 乳児一般健康診査状況（医療機関委託分のみ）

平成20年度

	市町	実施方法		対象者数	受診者数	受診率(%)	受診結果(件数)						
		委託	集団				異常なし	異常あり(件数)					
								実人数	延人数	要指導	要観察	要精検	要治療
1 か 月 児 健 診	鯖江市	○		686	647	94.3	600	47	52	8	35	6	3
	越前市	○		689	689	100.0	638	51	51	8	35	5	3
	池田町	○		20	18	90.0	16	2	3		3		
	南越前町	○		89	84	94.4	81	3	4		2	1	1
	越前町	○		186	181	97.3	171	10	10	2	5	3	
	管内			1,670	1,619	96.9	1,506	113	120	18	80	15	7
4 か 月 児 健 診	鯖江市	○		681	660	96.9	596	64	53	4	30	3	16
	越前市	○		721	699	96.9	605	94	94	18	28	7	41
	池田町	○		14	14	100.0	10	4	8		4		4
	南越前町	○		100	96	96.0	88	8	8	2	5		1
	越前町	○		194	187	96.4	163	24	24	5	14	2	3
	管内			1,710	1,656	96.8	1,462	194	187	29	81	12	65
9 〜 10 か 月 児 健 診	鯖江市	○		693	655	94.5	602	53	53	4	30	3	16
	越前市	○		755	723	95.8	630	93	93	33	30	2	28
	池田町	○		21	21	100.0	15	6	13		4		9
	南越前町	○		92	88	95.7	85	3	3	1	0	1	1
	越前町	○		179	165	92.2	140	25	25	8	11	1	5
	管内			1,740	1,652	94.9	1,472	180	187	46	75	7	59

(市町母子保健実施状況報告より)

(ウ) 1歳6か月児健康診査

運動機能、視聴覚等の障害、精神発達の遅滞等について、早期に発見し早期に適切な指導や療養の援助を行うことを目的に、幼児初期の身体発育、精神発達の面で歩行や言語の発達の標識が容易に得られるようになる1歳6か月児に対して、市町が健康診査を実施しています。

なお、この健康診査では、生活習慣の自立、むし歯の予防、幼児の栄養、その他親同士の交流や育児の相談等を行っています。市町においては、健診の場において心理相談員や家庭相談員を配置しているところもあります。

平成20年度の管内の対象者は1,767人で、受診者は1,706人、受診率は96.5%です。

健康診査結果別にみると、身体面での有所見者は182人(10.7%)であり、身体発育の異常59人(3.5%)、運動機能異常69人(4.0%)、皮膚疾患20人(1.2%)などが多くありました。精神発達遅滞等精神面において所見のみられた者は485人(28.4%)でした。また、その他の有所見者実数が61人(3.6%)みられました。(表5)

健康診査の結果、異常が認められた幼児については、医療機関で精密検査を受けるための受診券が交付されます。平成20年度に管内では16人に交付され、12人が受診しています。その結果、異常なしが5人、経過観察になった者が5人、要治療になった者が1人みられました。(表6)

表5 1歳6か月児健康診査状況

平成20年度

		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内計	
対象者数(人)		692	770	14	87	204	1,767	
受診者数(人)		673	738	12	87	196	1,706	
受診率(%)		97.3	95.8	85.7	100.0	96.1	96.5	
身体面の異常	身体面有所見者実数	107	35	2	12	26	182	
	有所見率(%)	15.9	4.7	16.7	13.8	13.2	10.7	
	身体発育の異常	29	13	2	6	9	59	
	熱性けいれん	2	1				3	
	運動機能異常	37	21	3	3	5	69	
	眼科異常	1	3				4	
	てんかん性疾患						0	
	先天異常	5	5	1			11	
	耳鼻咽喉科疾患	1	1		1		3	
	血液疾患					1	1	
	皮膚疾患	13	4			3	20	
	循環器系疾患	4	3		2	2	11	
	呼吸器系疾患	2	1			2	5	
	消化器系疾患	5			1	1	7	
	泌尿器生殖系疾患	10	1	1	1	3	16	
その他	4					4		
精神面	精神面有所見者実数	279	159	1	10	36	485	
	有所見率(%)	41.5	21.5	8.3	11.5	18.4	28.4	
	精神発達遅滞	208	129	2	9	29	377	
	精神行動上の異常	137	61		7	7	212	
その他	その他有所見者実数	41	12	1	1	6	61	
	有所見率(%)	6.1	1.6	8.3	1.1	3.1	3.6	
	育児環境	53	13	1	1	4	72	
	生活習慣	18	7	1		2	28	
	その他						0	
歯科健診	受診者数	673	738	12	87	193	1,703	
	むし歯の総数	34	38	4	5	10	91	
	虫歯なし	虫歯のない者計	661	718	11	84	189	1,663
		○1型	601	718	4	78	189	1,590
		○2型	60		7	6		73
		不詳						0
	虫歯あり	虫歯のある者計	12	20	1	3	4	40
		A型	10	15		2	4	31
		B型	2	2		1		5
		C型		3	1			4
		不詳						0
	他異常	軟組織の異常		3	1	6		10
咬合異常		22			6	4	32	
その他		66	99	1	2	20	188	

(市町母子保健実施状況報告より)

表6 1歳6か月児健康診査精密検査結果

平成20年度

市町	交付数	受診数	検査結果				
			異常なし	経過観察		要治療	
				主な疾患名	(人)	主な疾患名	(人)
鯖江市	11	8	2	左眼瞼下垂(軽度) 両足関節可動域 制限あり(軽度) 低身長 その他	1 1 1 1	脂腺母斑	1
越前市	3	3	3				
池田町	0						
南越前町	0						
越前町	2	1		臍ヘルニア	1		
管内計	16	12	5		5		1

(市町母子保健実施状況報告より)

(カ) 3歳児健康診査

3歳児は、幼児期のうちで身体発育及び精神発達の個人的差異が明らかになり、保健、医療による対応の有無が、その後の成長発達に影響を及ぼすということで重要な時期です。この時期に運動、視覚、聴覚、言語等やその他の疾病や異常を早期に発見し、適切な援助を行うことを目的に、3歳児に対して市町が健康診査を実施しています。また、この健康診査では、生活習慣の確立、むし歯の予防、幼児の栄養、その他親同士の交流や育児の相談などをおし、保護者への育児支援にも視点がおかれています。

平成20年度の管内の対象者は1,745人で、受診者は1,660人、受診率は95.1%でした。

健康診査結果別にみると、身体面での有所見者は323人(19.5%)であり、身体発育の異常41人(2.5%)、眼科異常86人(5.2%)、泌尿器生殖系疾患105人(6.3%)などが多くありました。精神発達遅滞等精神面において所見のみられた者は339人(20.4%)でした。また、その他の有所見者実数が52人(3.1%)みられました。(表7)

健康診査の結果、異常が認められた幼児については、医療機関で精密検査を受けるための受診券が交付されます。平成20年度に管内では一般精密検査で27人に交付され、17人が受診しました。その結果、異常なしが7人、経過観察になった者が10人、要治療になった者が2人みられました。眼科精密検査では52人に交付され39人が受診して、その結果、斜視や乱視等で経過観察になった者が14人、乱視、遠視等で要治療になった者が13人みられました。耳鼻科精密検査では7人に交付され、3人が受診しました。その結果、経過観察になった者が1人、要治療になった者が2人でした。(表8)

表7 3歳児健康診査状況

平成20年度

		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内計	
対象者数(人)		693	764	16	95	177	1,745	
受診者数(人)		665	718	16	95	166	1,660	
受診率(%)		96.0	94.0	100.0	100.0	93.8	95.1	
身体面の異常	身体面有所見者実数	218	70	3	19	13	323	
	有所見率(%)	32.8	9.7	18.8	20.0	7.8	19.5	
	身体発育の異常	27	10	1	1	2	41	
	熱性けいれん	3					3	
	運動機能異常	7	3				10	
	眼科異常	25	43	1	13	4	86	
	てんかん性疾患						0	
	先天異常	1					1	
	耳鼻咽喉科疾患	31	5			1	37	
	血液疾患	1			1		2	
	皮膚疾患	20	13			1	34	
	循環器系疾患	6	4			2	12	
	呼吸器系疾患	3		1	1		5	
	消化器系疾患	14	1		1	1	17	
	泌尿器生殖系疾患	99	1		3	2	105	
その他	8	1				9		
精神面	精神面有所見者実数	222	88	2	14	13	339	
	有所見率(%)	33.4	12.3	12.5	14.7	7.8	20.4	
	精神発達遅滞	105	77	3	2	6	193	
	精神行動上の異常	150		1	13	7	171	
その他	その他有所見者実数	43	4	1	2	2	52	
	有所見率(%)	6.5	0.6	6.3	2.1	1.2	3.1	
	育児環境	49	6	1	2	1	59	
	生活習慣	19	2	1		1	23	
その他						0		
歯科健診	受診者数	665	718	16	95	164	1,658	
	むし歯の総数	476	583	25	157	92	1,333	
	虫歯なし	虫歯のない者計	526	541	9	56	133	1,265
		○1型	379	541	5	56	133	1,114
		○2型	147		4			151
		不詳						0
	虫歯あり	虫歯のある者計	139	177	7	39	31	393
		A型	89	120	4	24	20	257
		B型	42	50	3	14	7	116
		C型	8	7		1	4	20
不詳						0		
他異常	軟組織の異常	1		1			2	
	咬合異常	12	80		11	7	110	
	その他	80	100		6		186	
尿検査	受診者数	510	652	16	95	143	1,416	
	蛋白	+	8	8		4	1	21
		++以上						0
	糖	+		1		1		2
		++以上						0

(市町母子保健実施状況報告より)

表8 3歳児健康診査精密検査結果

平成20年度

一般精密検査

市町	交付数	受診数	検査結果				
			異常なし	経過観察		要治療	
				主な疾患名	(人)	主な疾患名	(人)
鯖江市	20	14	7	ばね指・尿検査異常 右腎腫大・尿検査異常 尿検査異常	1 1 4	全体発達の遅れ	1
越前市	5	1		言語療法通院	1		
池田町	0						
南越前町	1	1				広汎性発達障害 (疑い)	1
越前町	1	1		言語発達および 対人・社会面の遅れ	1		
管内計	27	17	7		8		2

(市町母子保健実施状況報告より)

眼科精密検査

市町	交付数	受診数	検査結果				
			異常なし	経過観察		要治療	
				主な疾患名	(人)	主な疾患名	(人)
鯖江市	8	6	1	混合乱視 遠視性乱視 内斜視 その他	2 1 1 1		
越前市	41	32	11	近視 乱視 遠視	4 2 2	近視性乱視疑い 近視性弱視疑い 近視疑い 遠視性弱視疑い 遠視性乱視疑い 遠視疑い 乱視疑い	1 1 2 1 1 3 4
池田町	0						
南越前町	1	1		混合乱視	1		
越前町	2	1	1				
管内計	52	40	13		14		13

(市町母子保健実施状況報告より)

耳鼻科精密検査

市町	交付数	受診数	検査結果				
			異常なし	経過観察		要治療	
				主な疾患名	(人)	主な疾患名	(人)
鯖江市	2	1				両中耳炎	1
越前市	4	2		両浸出性中耳炎	1	両浸出性中耳炎	1
池田町	0						
南越前町	0						
越前町	1						
管内計	7	3			1		2

(市町母子保健実施状況報告より)

イ 当センターの母子保健事業の現状

当センターでは、専門的技術的観点から市町を支援するとともに、未熟児訪問指導、医療給付事務、育児不安解消サポート事業などを実施しています。

(ア) 先天性代謝異常等検査事業

フェニールケトン尿症等の先天性代謝異常及び先天性副腎過形成症および先天性甲状腺機能低下（クレチン）症は、放置すると知的障害や発育不良などの症状をきたしますが、早期に発見し適切な治療を行うことにより、心身障害を予防することが可能です。

発生頻度が比較的高く、治療方法についてもある程度確立されており、同時に検査することができるフェニールケトン尿症、メープルシロップ尿症、ホモシスチン尿症、ガラクトース血症、先天性副腎過形成症、先天性甲状腺機能低下（クレチン）症の6疾病について行われています。医療機関で、生後5～7日目の新生児の足蹠から穿刺によりごく少量の血液をろ紙に採り、これを県外検査機関に送付して検査が行われます。

当センターでは、検査結果が精密検査を必要とする乳児について、受診確認をする、保護者の相談に応じるなどの事後指導を実施しています。

管内の平成20年度の先天性代謝異常検査では、要精密検査数は7件でした。

表10 先天性代謝異常等検査

平成20年度

市町	平成20年度出生数	要精密検査者	要精密検査結果			
			異常なし	異常あり	経過観察	その他
鯖江市	686	4	1		3	
越前市	730	3	1	2		
池田町	20	0				
南越前町	76	0				
越前町	197	0				
管内	1,709	7	2	2	3	0

※ 出生数：市町村母子保健実施報告より（平成21年3月31日現在の出生数）

(イ) 母子医療給付状況（医療費公費負担制度）

小児に対する医療援護として、母子保健法に基づく未熟児養育医療給付、児童福祉法に基づく育成医療給付及び結核児童への療育の給付、小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく医療給付があります。

平成20年度は、給付を受けている人数（実人数）は、育成医療66件、小児慢性特定疾患169件、養育医療46件でした。

表11 医療給付状況

(実人員)

種別 年度別	育成医療	小児慢性 特定疾患	養育医療	療育給付
平成16年度	74	148	38	0
平成17年度	63	167	35	0
平成18年度	74	180	29	0
平成19年度	68	155	53	0
平成20年度	66	169	46	0

a 育成医療

身体に障害のある児童、または現存する疾患を放置することにより将来において障害を残すと認められる児童で、確実な治療効果の期待できるものを対象として、生活の能力を得るために必要な医療の給付を行うもので、昭和 29 年より実施しています。育成医療の給付は、厚生労働大臣又は知事が指定する医療機関（更正医療）に委託して行うものです。

当センターでは、育成医療給付の申請手続き事務を行っており、申請時および退院後の保護者からの相談に対応しています。

管内の平成 20 年度の育成医療給付（実人数）は 66 件であり、疾病では音声・言語障害や視覚障害によるものが多くありました。

表 1 2 育成医療給付状況（疾病別） （実人員）

疾病別 年度別	肢体 不自由	視覚 障害	聴覚 平衡 機能 障害	音声・ 言語 機能 障害	心臓 障害	腎臓 障害	その 他の 内臓 障害	計
平成 16 年度	9	5	6	26	14	2	12	74
平成 17 年度	6	8	1	14	22	3	9	63
平成 18 年度	11	5	6	24	14	2	12	74
平成 19 年度	7	7	5	20	20	1	8	68
平成 20 年度	5	10	2	32	8	2	7	66
鯖江市	2	1	1	5	4		3	16
越前市	3	7	1	21	1	2		35
池田町							1	1
南越前町		2		3	1			6
越前町				3	2		3	8

b 小児慢性特定疾患治療研究事業

小児慢性特定疾患治療研究事業は、特定の疾患についての治療研究を行い、医療の確立と普及を図るとともに、保護者の医療費の負担を軽減することを目的として、昭和 49 年より実施され平成 17 年度から児童福祉法に根拠規定がおかれることになりました。

小児の慢性疾患のうち、その治療に相当の期間を要し、医療費の負担も高額となり、また、これを放置すると児童の健全な育成を阻害することとなる悪性新生物などの 11 疾患群（平成 17 年度より）が対象です。対象年齢は 18 歳未満の児童と制限されていますが、引き続き治療を必要とする場合には、20 歳になるまで医療の給付が行われます。

当センターでは、小児慢性特定疾患医療給付の申請手続き事務を行っており、申請時及び申請中の保護者からの相談に対応しています。

管内の平成 20 年度の小児慢性特定疾患医療給付（実人数）は 169 件あり、疾病別では内分泌疾患によるものが最も多く、ついで多いのが悪性新生物でした。（表 13）

表 1 3 小児慢性特定疾患治療研究事業の給付状況（疾病別）

（実人員）

疾病別 年度別	悪性 新生物	慢性 腎疾患	ぜん そく	慢性 心疾患	内分 泌疾患	膠 原 病	糖 尿 病	先異 天性 代謝 常	血友 液疾 病等 の患	神経 筋疾 患	慢性 消化 器疾 患	計
平成 16 年度	44	6	1	9	52	4	4	14	11	4		149
平成 17 年度	40	9		19	53	6	6	7	10	9	8	167
平成 18 年度	31	16		27	58	5	7	10	10	9	7	180
平成 19 年度	26	12		22	55	3	7	9	8	6	7	155
平成 20 年度	29	17	2	17	60	3	7	11	8	9	6	169
鯖江市	9	7		8	19	1	4	3	4	6	3	64
越前市	11	7	1	6	37	1	1	7	2	2	3	78
池田町					1							1
南越前町	2		1		2	1	1		1	1		9
越前町	7	3		3	1		1	1	1			17

※ 慢性消化器疾患は平成 17 年度より疾患群に加わりました

c 養育医療

未熟児は、生理的に種々の未熟性があり、疾病にもかかりやすく、その死亡率も高いばかりでなく、心身の障害を残すことも多いため、生後すみやかに適切な措置を必要とします。

このため、母子保健法では出生時の体重が 2,000 g 以下の場合や、生活力が特に薄弱で身体の発育が未熟なまま出生した未熟児に対して養育に必要な医療の給付を行う養育医療給付制度を設けており、昭和 22 年より実施しています。

未熟児に対する医療の給付は、厚生労働大臣又は知事が指定する医療機関に委託して行い、入院に要する費用が対象になっています。管内での養育医療の指定医療機関は、公立丹南病院のみであり、福井市内の指定医療機関に入院する児も多くあります。

管内の平成 20 年度の給付件数（実人数）は 46 件でした。（表 14）

当センターでは、養育医療給付の申請手続き事務を行っており、申請時は保護者からの相談に対応し、児の退院後は保健師による家庭訪問を行い養育の相談に応じています。

表 1 4 出生体重別養育医療給付状況

平成 20 年度

年度別	区分 (g)	～1,000	1,001～1,500	1,501～2,000	2,001～2,500	2,501～	計
平成 16 年度		4	8	12	9	5	38
平成 17 年度		4	7	15	5	4	35
平成 18 年度		5	4	10	8	2	29
平成 19 年度		7	7	18	11	10	53
平成 20 年度		6	11	10	12	7	46
鯖江市		4	7	3	4	2	20
越前市		2	2	5	6	1	16
池田町		0	0	0	0	1	1
南越前町		0	0	1	1	1	3
越前町		0	2	1	1	2	6

d 療育給付

結核は、一般に長期の療養を必要とするが、特に児童の場合には医療だけではなく、入院中の教育や生活指導等についても適切な措置を講ずる必要があります。このため、長期の療養を必要とする結核児童を厚生労働大臣又は知事が指定する病院に入院させ、適正な医療を行うとともに、併せて学校教育を受けさせ、これに必要な学習用品を支給しています。また、入院中の療養生活についても指導が行われており、療養に必要な物品が支給されています。

管内では、平成 16～20 年度の療育申請はありませんでした。（表 11）

㊦ 母子保健相談実施状況

平成 20 年度は、低出生体重児・長期療養児・障害児等について家庭訪問および相談を実施しました。

（表 16、17）

表 16 母子保健相談状況

平成 20 年度

訪問										電話相談 (延人員)	面接 (延人員)
産婦		低出生体重児		乳児		幼児		計			
実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員		
71	107	78	119	4	5	21	30	174	261	218	126

（地域保健事業報告より）

表 17 長期療養児・障害児相談状況

平成 20 年度

実人員	相 談									訪 問		電話相談 (延人員)
	申請等	医 療	延 人 員							実人員	延人員	
			家 庭 福 祉 就 学 食 事 歯 科 そ の 他 計	看 護 制 度 学 校 栄 養 科 他 計								
267	258	17	2	9	12	5	0	7	310	10	28	88

（地域保健事業報告より）

㊦ 育児不安解消サポート事業

当センターでは、虐待に発展する恐れのある家庭の親に対し育児不安を解消する場を提供し、虐待の未然防止を図るため、平成 17 年度より育児不安解消サポート事業を実施しています。

（表 18）

表 18 育児不安解消サポート事業実施状況

平成 20 年度

場 所	回数	内 容	従事者	相談数
丹南健康福祉センター	11	親グループワーク (参加者が少ない と個人面接方式)	臨床心理士(22回) 精神科医師(7回) 保育士(0回)	親 実11名 延18名 子 実17名 延28名
丹南健康福祉センター 武生福祉保健部	11	子グループ (自由あそび)	保健師 家庭相談員 (センター・鯖江市)	親 実12名 延47名 子 実12名 延45名
合 計	22			親 実23名 延65名 子 実29名 延73名

(4) 特定不妊治療費助成事業

当センターでは、不妊治療を受けている夫婦の財政的負担を軽減し、治療を受ける機会を増やすため、平成16年度より体外授精および顕微授精に要した治療費の一部を助成する特定不妊治療費助成事業を実施しています。平成18年度からは、1年度あたりの助成回数が2回に、平成19年度からは3回に拡大されました。

表19 特定不妊治療費助成事業実施状況

年 度	申請数	治療内容		妊娠有
		体外授精	顕微授精	
平成16年度	29	6	23	3
平成17年度	35	18	17	4
平成18年度	78	32	46	9
平成19年度	145	51	94	15
平成20年度	162	70	92	39

(2) 歯科保健事業

ア 歯科保健対策の現状

歯科保健対策の現状は表1のとおりです。

表1 歯科保健対策の現状

平成20年度

事業名	実施内容
母子歯科保健事業	母子保健法：1歳6か月児および3歳児歯科健康診査 児童福祉法、学校保健法：年1回以上の歯科健診（各幼稚園・保育園）
学校歯科保健事業	学校保健法：年1回以上の歯科健診（各小中学校・高等学校）
老人歯科保健事業	老人保健法：40歳以上を対象に歯科保健指導、歯周疾患検診（市町）
歯科保健推進事業	成人歯科保健事業：20～40歳までの住民対象に歯科健診や歯科保健指導等を実施（鯖江市・越前市・池田町・南越前町・越前町）

イ 歯科事業概要

(7) 健康な歯を守る「8020運動」事業

生涯を通じた歯および口腔の健康増進を目的とし、ライフステージに応じた歯科保健対策を推進しました。平成19年度は妊産婦と20歳代の若者、平成20年度は妊産婦と40歳代の働き盛りの世代を対象に無料歯科健診の定着を推進しました。（表2）

表2 妊産婦、40歳代の歯科健診の受診者数（実人数）

平成20年度

	福井県	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内合計
妊産婦	824	90	80	0	8	24	202
40歳代	2,212	228	242	0	10	29	509
合計	3,036	318	322	0	18	53	711

※市町の歯科保健事業実施報告より

(3) 感染症(結核)予防

ア 健康診断

(7) 定期の健康診断

結核予防法は、平成19年4月1日から『感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律』(以下、感染症法という)に一元化され、結核は二類感染症に位置づけられました。

感染症法においても結核予防法と同様、結核感染の危険性の高い事業所(学校・施設・医療機関等)に勤務する職員に対しては事業主が、学校(大学・高校・専修学校等)の学生、生徒に対しては学校長が、施設(保健・老人介護施設等)の入所者に対しては施設の長が、また、一般住民(65歳以上及び自治体が必要と認める者)に対しては市町長の責任で定期的に健康診断を実施するよう定めています。

表1 事業所および学校における受診状況

区分 年度	事業所	大学・高校・ 施設・その他
平成17年度	2,952	4,376
平成18年度	8,845	4,154
平成19年度	3,955	1,939
平成20年度	6,904	1,736

注) 受診者数は、各事業所、学校、施設からの実施報告

表2 (一般住民) 結核健康診断実施状況 平成20年度

年度 市町	対象者	受検者	受診率%
鯖江市	10,730	1,799	16.8%
越前市	20,156	2,402	11.9%
池田町	1,376	450	32.7%
南越前町	2,031	579	28.5%
越前町	5,442	825	15.2%
計	39,735	6,055	15.2%

(イ) 接触者健康診断

新登録患者に対して症状や接触の状況を調査し(菌陽性患者の1週間以内訪問率100%)、患者家族および接触者の感染や発病の有無を追跡するため、接触者健康診断を行っています。健診の対象者、回数および追跡期間は、患者の排菌量やエックス線画像所見および患者の行動や環境等の要因により決定し、必要に応じて直後・2か月後・6か月後・1年後・1年6か月後・2年後まで健診を実施しています。健診は問診、ツベルクリン反応検査、胸部レントゲン検査、クオンティフェロン検査(QFT検査)、診察を効果的に組み合わせることにより感染、発病の有無を確認します。

表3 患者家族・接触者健診内容

区分 年度	受診者				検査結果	
	ツベルクリン 反応検査	エックス線検査		QFT 検査	要医療	異常なし
		間接	直接			
平成 17 年度	11	0	85		0	42
平成 18 年度	30	0	121		0	96
平成 19 年度	11	79	121	11	2	220
平成 20 年度	66	0	155	77	6	292

イ 精密検査

平成 20 年末現在の結核登録者、新登録者は表 4 から表 8 に示すとおりです。

保健所は、届出のあった結核患者を登録し服薬や生活環境について訪問指導を行うと共に、治療終了後の管理も実施しています。治療終了後、登録時菌陽性（排菌していた）の患者は 2 年間、菌陰性・肺外結核（肺以外の結核）の患者は 1 年間経過を観察し、再発の恐れがなければ登録を除外します。この期間に行う検診を精密検査といいます。

平成 20 年中の登録患者のうち精密検査が必要な方は 56 名であり、医療機関での経過観察が行われていない 4 名が対象となり全員が受診しました。検査の結果、経過観察が必要な方は 35 名で、21 名が再発の恐れが無く登録から除外されました。

表 4 結核患者登録者数・新登録者数（市町別・年次別）

H20. 12. 31 現在

年 市町	登録者数					新登録者数				
	16 年	17 年	18 年	19 年	20 年	16 年	17 年	18 年	19 年	20 年
鯖江市	21	23	15	20	12	7	9	8	10	4
越前市	38	46	31	33	37	16	11	22	20	18
池田町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南越前町	4	6	5	6	7	1	3	1	2	6
越前町	3	3	4	9	10	1	2	5	6	3
計	66	78	55	68	66	25	25	36	38	31
県計	324	296	275	257	252	160	139	141	136	118
管内罹患率	(10 万人あたりの新登録者数)					14. 0	13. 9	18. 4	19. 6	16. 1
県罹患率	(10 万人あたりの新登録者数)					19. 4	16. 9	17. 2	16. 7	14. 5

表5 結核患者新登録者数（活動性分類別・性・年齢階級別）

H20. 12. 31 現在

活動性 分類 年齢別	活動性肺結核									活動性肺外結核	潜在性結核 感染症			計				
	感 染 性						菌陰性その他				男	女	計	男	女	計		
	塗抹陽性			その他の菌陽性														
	男	女	計	男	女	計	男	女	計								男	女
0～4												1	1	2	1	1	2	
5～9																		
10～14																		
15～19					1	1							2	2			3	3
20～29		1	1				1	1							1	1	2	
30～39		1	1														1	1
40～49					1	1											1	1
50～59	2		2							1	1				2	1	3	
60～69		1	1	1		1			1		1				2	1	3	
70～	3	2	5	1	2	3		1	1	3	4	7			7	9	16	
計	5	5	10	2	4	6	1	1	2	4	5	9	1	3	4	13	18	31

表6 結核新登録患者の排菌状況（市町別）

H20. 12. 31 現在

年 市町	平成20年		
	新登録者数	塗抹陽性患者数	培養陽性患者数
鯖江市	4	0	2
越前市	18	4	3
池田町	0	0	0
南越前町	6	3	0
越前町	3	3	0
計	31	10	5

表7 結核患者新登録者数（年齢階級別・市町別）

H20. 12. 31 現在

年齢 市町	総 数		0～19歳		20～29歳		30～39歳		40～49歳		50～59歳		60～69歳		70歳以上		
	計	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
鯖江市	4	2	2	1	1					1			1				
越前市	18	7	11		1		3		1			1				7	5
池田町	0	0	0														
南越前町	6	3	3			1					2	1					2
越前町	3	1	2											1	1	1	1
管 内	31	13	18	1	2	1	3	0	1	0	1	2	2	1	1	8	8

表8 結核患者登録者数（年齢階級別・市町別）

H20. 12. 31 現在

年齢 市町	総数		0～19歳		20～29歳		30～39歳		40～49歳		50～59歳		60～69歳		70歳以上		
	計	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
鯖江市	12	8	4							1	1	2		3		2	3
越前市	37	17	20		1		2	2	1			2	2	2	2	13	12
池田町	0	0	0														
南越前町	7	4	3			1						2				1	3
越前町	10	3	7		1	1						1	1	1	1	1	4
管内	66	32	34	0	2	2	2	2	1	1	1	4	3	6	3	17	22

表9 管理検診受診状況

年度	区分 検診 対象者	受診者数		受診率 (%)	判定結果		
		保健所実施	計		要医療	経過観察	治愈
平成17年度	16	16	16	100.0	0	4	12
平成18年度	11	11	11	100.0	0	3	8
平成19年度	49	3	49 <small>(医療機関等も含む)</small>	100.0	0	34	15
平成20年度	56	4	56 <small>(医療機関等も含む)</small>	100.0	0	35	21

ウ 結核医療

(7) 公費負担

結核の適正な医療を推進するため、結核医療費を公費で負担する制度が設けられています。これには感染症法第37条(入院勧告患者)と第37条の2項(結核患者)によるものがあります。

表10 結核医療費公費負担承認状況（法第37条2項分）

H20. 1. 1～H20. 12. 31

年	区分 申請 件数	合格 件数	総計	承認件数及び被保険者別							不承認 件数
				健康保険		国民健康保険			生活 保護	高齢	
				本人	家族	一般	退・本	退・家			
平成17年	52	49	49	7	3	6	2	1	0	30	3
平成18年	53	53	53	8	1	4	6	0	1	33	0
平成19年	53	51	51	5	0	12	1	1	0	32	2
平成20年	52	52	52	5	4	15	0	0	0	28	0

表11 入院勧告患者数の推移(法第37条分) H20. 1. 1～H20. 12. 31

年	区分 前年末 (A)	新規 (B)	転帰(解除) (C)	本年末 (A+B-C)
平成17年	5	13	18	0
平成18年	0	11	10	1
平成19年	1	21	21	1
平成20年	1	19	17	3

(イ) 地域 DOTS 事業

福井県では平成 17 年 4 月の結核予防法改正と同時に地域 DOTS 事業を開始しました。地域 DOTS 事業とは、結核患者の治療中断を防止し、薬剤耐性菌の出現することなく治療終了に導くための服薬管理支援です。具体的には、登録時結核塗抹陽性患者およびその他の菌陽性肺結核患者で服薬困難な患者等を対象に、医療機関と定期的なカンファレンス等を通し連携をはかりました。地域では服薬中断リスク評価と地域 DOTS 服薬支援計画に基づき、訪問・面接・電話などにより服薬支援を実施しました。

表 1 2 結核患者家庭訪問・相談状況

区分 年度	訪問指導		面接相談	電話相談
	実件数	延件数	延件数	延件数
平成 15 年度	50	61	15	73
平成 16 年度	49	62	49	96
平成 17 年度	52(15)	83(31)	30	68
平成 18 年度	44(11)	117(58)	36	165
平成 19 年度	44(14)	93(41)	106	202
平成 20 年度	58(11)	156(106)	90	256

注) () 内は、DOTS 実施再掲

表 1 3 地域 DOTS 事業治療成績

	治癒	治療完了	結核死亡	結核外死亡	脱落・中断	転出	計
平成 17 年	2	2		2			6
平成 18 年	4	2		2		1	9
平成 19 年	5	5		3			13
平成 20 年	3	6	1	2			12

(4) 感染症対策

ア 感染症発生届出状況

平成19年4月1日に『感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律』（以下、感染症法という）が改正され、病原体の管理体制の確立や、感染症の分類の見直しが行われました。「SARS」を二類感染症に変更し、結核予防法の廃止・統合に伴い「結核」を二類感染症に追加しました。また公衆衛生水準の向上に伴い、「コレラ」「細菌性赤痢」「腸チフス」「パラチフス」が入院の必要であった二類感染症から、就業制限の対象となる三類感染症に変更されました。

また、平成20年1月1日より、五類感染症の麻疹・風疹が全数報告の感染症となり、平成20年5月12日より厚生労働省から感染症法の一部を改正する法律等の施行の通知があり、感染症の類型に新たに「新型インフルエンザ等感染症」を加えるとともに、鳥インフルエンザ（H5N1）は二類感染症、H5N1以外の鳥インフルエンザは四類感染症、インフルエンザは五類感染症（鳥インフルエンザおよび新型インフルエンザを除く）として整理されました。

全数報告が義務付けられている感染症以外の五類感染症（感染性胃腸炎・インフルエンザ等）については、施設や学校等から集団発生の報告があり、当センター職員が調査を行い感染拡大防止の指導をしたものを掲載しています。

表1 感染症発生状況

平成20年

感染症類型	一類	二類	三類	四類	五類（全数報告）	五類（集団発生）	その他
感染症名	なし	結核	腸管出血性大腸菌感染症	なし	麻疹	①感染性胃腸炎 ②インフルエンザ	ヒトメタニューモウイルス
件数(人数)	0(0)	別紙記載	10(26)	0(0)	5(5)	①1(15)②1(14)	1(77)

注) 一類～四類感染症は、全数直ちに届出が必要、五類感染症は全数届出と定点報告がある

イ エイズ・肝炎予防対策

平成元年にエイズの蔓延の防止に必要な措置を定めたエイズ予防法は、平成11年に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）に統合され、平成15年の「感染症法」改正により五類感染症に含まれました。

当センターにおいても、昭和62年からエイズの感染予防や感染の不安に対応するための電話および面接相談を開始しています。平成5年度からは安心して受けられる検査体制を整備し、平成6年度からは同検査を無料化し「保健所でのエイズ相談業務およびHIV抗体検査マニュアル」（改定平成19年4月1日）に基づき月2回の定例エイズ相談および随時の相談を行っており、平成18年4月からは月4回実施しています。平成18年度より、HIV検査普及週間および世界エイズデーに合わせ、予防意識の向上・検査機会の拡大のため、夜間エイズ相談・HIV抗体検査を実施しています。

また、平成18年11月よりエイズ相談検査日に併せて、B型肝炎、C型肝炎の肝炎検査についても、「保健所での肝炎相談業務および肝炎ウイルス検査マニュアル」に基づき、年齢制限なく単独でも実施するようになりました。なお、厚生労働省がフィブリノゲン製剤納入先医療機関名の再公表に伴い、C型肝炎ウイルス検査受診の呼びかけを行ったため、平成19年度は肝炎相談および検査件数が多数みられました。平成20年度は、HIV抗体検査に併せての肝炎検査が過半数を占めました。

表2 エイズ相談、HIV抗体検査実施状況（単位：件）

年度	区分	相談件数	HIV抗体検査数
平成16年度		39	24
平成17年度		97	50
平成18年度		146(10)	56(10)
平成19年度		176(17)	80(10)
平成20年度		184(13)	122(13)

※（ ）内は夜間相談・検査件数

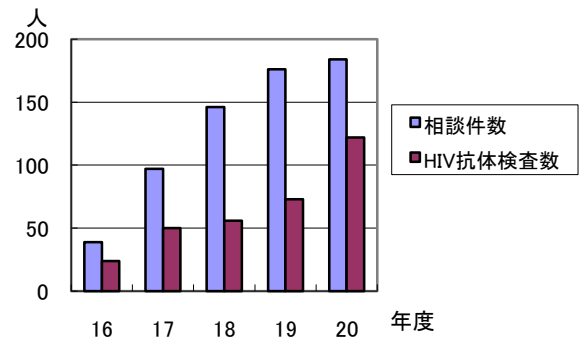


表3 肝炎相談、検査実施状況（単位：件）

年度	区分	B型肝炎		C型肝炎	
		相談件数	HBs抗原検査数	相談件数	HCV抗体等検査数
平成19年度		255	175	752	257
平成20年度		118	111	158	89

(7) 肝炎治療特別促進事業

B型ウイルス性肝炎およびC型ウイルス性肝炎は、インターフェロン治療が奏功すれば、ウイルスを除去し、その後の肝硬変、肝がんといった重篤な病態を防ぐことが可能な疾患です。インターフェロン治療にかかる医療費が高額であるため、平成20年4月よりインターフェロン治療医療費の助成を行っています。

平成20年度申請数

51件

ウ 予防接種

定期予防接種は「予防接種法」に基づき市町において実施しています。麻しんおよび風しん対策を強化するために、麻しん風しん（MR）混合ワクチンの2回接種が平成18年4月より導入されました。また、平成19年の麻疹排除計画に基づき、平成20年4月より5年の期間に限り、第3期（中学1年生相当）、および第4期（高校3年生）が新たに予防接種の機会に追加されました。

表4 定期予防接種実施状況

H21.3.31現在

種別		年度	17年度	18年度	19年度	20年度						
						管内計	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	
急性灰白 髄炎	第1回	実施数	1,780	1,691	1,746	1,700	664	773	14	93	156	
		率(%)	72.1	67.3	69.1	77.3	66.5	75.5	82.4	93.0	83.0	
	第2回	実施数	1,797	1,669	1,789	1,745	679	766	13	86	201	
		率(%)	79.8	77.3	80.0	82.1	83.1	78.8	68.4	94.5	88.5	
三種混合 (ジフテリア、 百日咳、 破傷風)	第1期	第1回	実施数	1,815	1,783	1,781	1,725	683	743	15	100	184
			率(%)	96.9	96.0	94.7	94.6	94.5	95.4	93.8	100.0	89.8
		第2回	実施数	1,765	1,732	1,804	1,754	703	763	18	92	178
			率(%)	93.7	94.0	96.2	95.1	97.2	97.9	100.0	76.7	86.8
	第3回	実施数	1,678	1,670	1,800	1,718	695	758	17	88	160	
		率(%)	89.0	90.7	95.7	90.8	96.1	97.3	94.4	52.7	78.0	
	1期追加	実施数	1,849	1,532	1,670	1,724	681	740	17	72	214	
		率(%)	90.9	88.9	88.7	84.5	86.9	96.9	89.5	31.0	88.4	
二種混合 (ジフテリア、 破傷風)	第2期	実施数	2,066	2,202	1,918	1,803	607	802	31	119	244	
		率(%)	99.1	97.2	77.2	88.4	87.1	87.1	100.0	95.2	92.1	
麻しん	第1期	実施数	1,998	1,481	1,806	1,696	633	775	18	92	178	
		率(%)	105.6	82.4	95.2	95.3	91.9	97.2	100.0	100.0	96.7	
	第2期	実施数			1,794	1,828	719	783	18	96	212	
		率(%)			94.1	96.6	96.6	96.4	94.7	96.0	97.7	
	第3期	実施数				1,979	681	903	25	122	248	
		率(%)				95.3	94.9	94.2	100.0	99.2	98.4	
	第4期	実施数				1,886	629	836	51	115	255	
		率(%)				91.4	89.7	91.0	100.0	95.0	93.8	
風しん	第1期	実施数	2,492	1,570	1,807	1,696	633	775	18	92	178	
		率(%)	123.4	86.2	95.3	95.3	91.9	97.2	100.0	100.0	96.7	
	第2期	実施数			1,793	1,828	719	783	18	96	212	
		率(%)			94.1	96.6	96.6	96.4	94.7	96.0	97.7	
	第3期	実施数				1,978	678	905	25	122	248	
		率(%)				95.3	94.7	94.4	100.0	99.2	98.4	
	第4期	実施数				1,886	630	835	51	115	255	
		率(%)				91.3	89.7	90.9	100.0	95.0	93.8	
日本脳炎	1 期 初 回	第1回	実施数	400	34	107	141	4	126	0	8	3
			率(%)	19.1	1.6	5.8	6.1	0.57	16.7	0	1.2	1.7
	第2回	実施数	296	34	110	148	6	130	0	9	3	
		率(%)	13.9	2.1	6.1	6.3	0.86	17.2	0	1.4	1.7	
	1期追加	実施数	397	86	165	88	3	78	1	1	5	
		率(%)	19.5	4.5	8.8	3.6	0.42	10.3	3.8	0.14	2.2	
	2期	実施数	883	3	230	139	3	135	0	0	1	
		率(%)	40.5	0.3	11.7	6.7	0.42	14.7	0	0	0.44	
BCG		実施数	1,791	1,721	1,614	1,654	657	701	15	97	184	
		率(%)	98.8	98.1	95.2	96.8	94.7	98.9	94.1	99.0	98.9	
インフルエンザ		実施数	26,316	24,214	26,329	28,285	8,676	12,210	924	2,493	3,982	
		率(%)	56.6	54.7	58.2	61.5	59.3	61.0	69.1	69.9	61.5	

エ ライフステージ別感染症教室

結核、感染症、エイズに関する正しい知識の普及啓発を図り発生の予防啓発のために、研修会・講演会などを開催しました。

表5 感染症教室の実施状況

平成20年度

年月日	名称	対象	参加人数
①平成20年6月12日	丹南麻しん連絡協議会	医師、学校および行政職員等	24
②平成20年7月9日	感染症予防研修会	越前町社会福祉協議会関係職員	15
③平成20年7月9日		南越前町保健推進員	21
④平成20年7月23日		ことぶき荘施設関係職員	60
⑤平成20年8月18日		寿楽園施設関係職員	32
⑥平成20年10月31日		シルバーハイツ宮崎施設関係職員	22
⑦平成20年12月2日		管内老人・障害者施設関係職員	78
⑧平成20年12月11日		越前市食生活改善推進員	42
⑨平成20年7月31日		麻しん研修会	養護教諭
⑩平成21年3月16日	エイズ予防 講演会「若者のこころと性を考える」 講師：岩室 紳也先生	管内学校関係者等	62
		合計	398

(5) 難病対策

ア 特定疾患治療研究事業

難病のうち特定疾患については、研究事業を推進することにより、特定疾患に関する医療の確立、普及と患者の医療費の負担軽減を図っています。

イ 特定疾患患者相談事業

平成3年度から、難病患者を対象に疾患に対する知識の普及や患者同士の交流を図るため、講演会や交流会を開催しています。

表1 特定疾患相談会実施状況

平成20年度

	年月日 会場	対象	参加数	内容
1	平成20年5月17日 アイン鯖江健康福祉センター	特発性血小板減少性紫斑病	23	・学習会「自宅でできるリハビリ教室」 ・実技
2	平成20年6月25日 武生庁舎	全身性エリテマトーデス 強皮症・多発性筋炎 皮膚筋炎	13	・講演会「免疫系疾患の治療と日常生活の注意点 について」 ・交流会
3	平成20年7月5日 鯖江市文化の館	全疾患	20	・ミュージックケア
4	平成20年10月17日 越前市福祉健康センター	後縦靭帯骨化症	18	・講演会「後縦靭帯骨化症の基礎知識について」
5	平成20年10月18日 鯖江庁舎	炎症性腸疾患	40	・講演会「炎症性腸疾患との付き合い方 ～最近の考え方～」 ・交流会
	合計		114	

表2 特定疾患医療受給者証交付状況

各年度末現在

	年度及び市町名 対象疾患名	17 年 度	18 年 度	19 年 度	20 年 度	鯖 江 市	越 前 市	池 田 町	南 越 前 町	越 前 町
1	ベーチェット病	18	17	17	21	4	8	1	4	4
2	多発性硬化症	22	20	22	23	10	6		2	5
3	重症筋無力症	19	18	19	20	10	7		1	2
4	全身性エリテマトーデス	58	58	58	60	18	22		4	16
5	スモン	1		1	2	2				
6	再生不良性貧血	12	9	10	8	5	2			1
7	サルコイドーシス	20	20	21	22	6	10	2	2	2
8	筋萎縮性側索硬化症	11	6	7	9	3	5			1
9	強直性皮膚筋炎及び多発性筋炎	46	46	47	46	20	17		7	2
10	特発性血小板減少性紫斑病	42	40	47	41	10	22		4	5
11	結節性動脈周囲炎	1	1	3	4		4			
12	潰瘍性大腸炎	104	110	117	132	45	64	3	11	9
13	大動脈炎症候群	6	7	7	7	1	3		1	2
14	ビュルガー病	7	7	8	9	4	4			1
15	天疱瘡	2	2	2	2	2				
16	脊髄小脳変性症	39	40	40	42	23	17		1	1
17	クローン病	34	33	35	36	12	14	1	1	8
18	難治性の肝炎のうち劇症肝炎	1								
19	悪性関節リウマチ	11	9	9	10	2	5		1	2
20	パーキンソン病関連疾患	136	129	148	167	63	69	4	10	21
21	アミロイドーシス	2	3	4	4	2	2			
22	後縦靭帯骨化症	72	71	70	71	30	31	2	3	5
23	ハンチントン病									
24	ウィリス動脈輪閉塞症	20	19	17	18	5	10		2	1
25	ウェゲナー肉芽腫症	1	1	1	1				1	
26	特発性拡張型心筋症	20	21	22	23	7	10	1	3	2
27	多系統萎縮症	19	16	17	16	4	8	2	1	1
28	表皮水泡症									
29	膿疱性乾癬	1	1	1	1	1				
30	広範脊柱管狭窄症	10	11	10	12	6	6			
31	原発性胆汁性肝硬変	15	18	23	24	13	8		2	1
32	重症急性膵炎	4	3		1				1	
33	特発性大腿骨頭壊死症	25	23	24	21	3	10		4	4
34	混合性結合組織病	9	10	13	17	6	7			4
35	原発性免疫不全症候群	1	1							
36	特発性間質性肺炎	6	8	8	7	3	4			
37	網膜色素変性症	12	13	18	19	7	9		1	2
38	プリオン病	1	1							
39	原発性肺高血圧症	2	2	3	3		2			1
40	神経線維腫症	9	8	8	10	3	5	1		1
41	亜急性硬化性全脳炎									
42	バッド・キアリ症候群									
43	特発性慢性肺血栓塞栓症	2	3	4	4	1	2			1
44	ライソゾーム病				1	1				
45	副腎白質ジストロフィー									
	合計	821	805	861	914	332	393	17	67	105

ウ 在宅難病患者訪問指導（診療）事業

平成 10 年度から、日常生活全般において介助を必要とする通院困難な在宅難病患者に対して、専門の診療班を設置し、訪問診療を行っています。

診療班の構成員は、専門医、主治医、理学療法士、ケアマネージャー、看護師、保健師等です。

表 3 訪問診療事業実施状況 平成 20 年度

	日 時	病 名 別	従事者数
1	平成 20 年 10 月 23 日	筋萎縮性側索硬化症	3
2	平成 21 年 2 月 23 日	筋萎縮性側索硬化症	14
合 計		2 回	17

エ 在宅難病患者家庭訪問事業

平成 5 年度から、在宅の難病患者および家族に対して、保健師等が家庭訪問を通して療養相談を実施しています。また、特定疾患の申請等で来所した際や電話でも、療養や日常生活に関する各種相談を実施しています。

表 4 難病患者家庭訪問・相談状況

年 度	家庭訪問		面接相談	電話相談
	実件数	延件数	延件数	延件数
17 年度	42	123	1,168	178
18 年度	47	137	1,108	308
19 年度	48	147	1,235	655
20 年度	41	132	1,496	854

オ 患者・家族の会等の支援

管内には、2つの患者会や家族会があり、交流会や相談会、勉強会、レクリエーション等の活動を行っています。当所は事務局となり、活動を支援しています。

表 5 患者会・家族の会等支援状況

平成 20 年度

会 の 名 称	対 象	発足年度	開催回数	延参加者数
いきいき会 (神経難病家族の会)	神経難病患者及び家族	平成 8 年度	3 回	22 名
ほのぼの会 (難病患者と家族の会)	難病患者及び家族	平成 10 年度	7 回	148 名

カ 特定疾患特別見舞金の支給

特定疾患のために 6 か月以上の入院治療を受けている方に対し、見舞金を支給しています。

表 6 特定疾患特別見舞金支給状況

平成 20 年度

疾 患	支給人数
全身性エリテマトーデス	1
パーキンソン病関連疾患	5
モヤモヤ病（ウィリス動脈輪閉鎖症）	1
合 計	7

キ 難病地域ケアシステム検討会議

難病患者の入院から在宅までの一貫した支援を促進するため、地域における難病支援の現状、問題点、課題、対策等について検討し、地域ケアシステムを構築することを目的に関係機関との会議を開催しています。

表7 難病地域ケアシステム検討会議開催状況

平成20年度

日 時	出席者	助言者	内 容
平成20年 8月7日(木) 14時～16時	訪問看護師 医療機関看護師 ケアマネジャー 介護職等 市町職員等 88名	中村病院 永田 医師 中病院リハビリテーション部 小林 言語聴覚士	講義：「胃ろう管理の方法と家族指導について」 講義：「嚥下訓練について」
平成21年 2月24日(火) 13時30分～ 16時30分	訪問看護師 医療機関看護師 ケアマネジャー 介護職 28名	福井県難病支援センター 三好 相談員 富山市介護支援専門員協会 野村 理事	講義：「福井県の難病医療ネットワーク」 講義：「患者会を中心としたネットワーク構築」

ク 重症難病患者一時入院支援事業

平成19年度より、人工呼吸器を装着した重症難病患者の在宅療養を支援するため、介護者の疾病や休養のために入院が必要な場合に、レスパイト入院を支援する事業を行っています。

表8 重症難病患者一時入院支援事業実施状況

年 度	区 分	
	利用件数	
20年度	実件数	延件数
	1	1

(6) 精神障害者保健福祉

平成7年に改正された精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神障害者やその疑いのある者に対する適正医療、自立と社会参加促進のための援助として、当センターでは①精神障害者の診察及び保護の申請に対する対応、②精神保健福祉相談事業、③社会復帰相談指導事業、④社会適応訓練事業（通院リハビリテーション）、⑤精神保健思想普及啓発事業、⑥関係機関との会議・研修、⑦関係団体および社会復帰施設への支援などを行っています。

ア 管内精神障害者の現状

(ア) 精神障害者保護申請通報状況

表 1 精神障害者保護申請通報状況

区分 年度	申請通報件数							処理状況		
	一般 申請	警察官 通報	検察官 通報	保護 観察所	矯正 施設長	病院 管理者	計	措置 入院	不要 措置等	計
16年度	1	7					8		8	8
17年度	1	7	1				9	3	6	9
18年度	3	9	1		1		14	4	10	14
19年度	1	6	2				9	3	6	9
20年度		8			1		9	4	5	9

(イ) 精神障害患者数

表 2 患者数（市町別）

区分 市町	入院患者数	人口 1 万対	通院患者数	人口 1 万対	合計	人口 1 万対
鯖江市	161	23.9	1,312	194.4	1,473	218.2
越前市	216	25.0	1,568	181.5	1,784	206.5
池田町	11	34.5	68	213.4	79	247.9
南越前町	28	23.8	185	157.1	213	180.8
越前町	61	26.2	456	195.7	517	221.9
管内	477	24.8	3,589	186.8	4,066	211.6
福井県	2,098	25.8	17,695	217.8	19,793	243.6

入院患者数は平成 21 年 3 月末時点の入院患者数

通院患者数は平成 21 年 3 月 1 か月間の実人員

(福井県障害福祉課資料)

(人口は H20. 10. 1 現在福井県の推計人口 県政策統計課)

表 3 精神障害入院患者数（市町別）

H21. 3. 31 現在

区分 市町村	合計			措置入院			医療保護入院			任意入院		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
鯖江市	76	85	161				26	32	58	50	53	103
越前市	118	98	216	2		2	34	27	61	82	71	153
池田町	5	6	11				1	3	4	4	3	7
南越前町	16	12	28	1		1	6	4	10	9	8	17
越前町	31	30	61				10	14	24	21	16	37
管内	246	231	477	3		3	77	80	157	166	151	317
福井県	1,013	1,085	2,098	12	1	13	345	385	730	655	699	1,354

(福井県障害福祉課資料)

イ 精神保健福祉活動状況

(ア) 精神保健福祉相談・訪問指導状況

当事者やその家族、関係者からの電話や面接相談、必要に応じて訪問指導を実施しています。さらに定例相談日を設けて精神科嘱託医による相談を行っています。

表4 面接相談状況

種別 年度	実人員	延人員							計
		社会復帰	老人精神 保健	アルコール	思春期	心の健康 づくり	薬物	その他	
19年度	64	66	2	14	3	3	0	49	137
20年度	60	129	2	3	1	4	0	42	181

表5 訪問指導状況

種別 年度	実人員	延人員						計
		社会復帰	老人精神 保健	アルコール	薬物	その他		
19年度	100	130	6	32	2	142	312	
20年度	114	229	5	18	2	89	343	

表6 電話相談状況

年度	延人員
19年度	624
20年度	781

表7 コーディネート件数

(個別ケースに関する関係機関等との連絡・調整)

年度	延人員
19年度	709
20年度	702

表8 医師による相談状況

種別 年度	実人員	相談別内訳 (延人員)							計
		社会復帰	老人精神	アルコール	思春期	心の健康	薬物	その他	
19年度	46	15	5	4	8	14	0	5	51
20年度	49	4	8	4	7	10	0	18	51

(イ) 社会適応訓練事業

社会復帰を図ることを目的として精神障害者が一定期間協力事業所に通い、集中力、仕事に対する持続力、環境適応能力等の社会適応訓練を行っています。

表9 社会適応訓練事業 (年度内利用実人員)

協力事業所名	エジソン無線	アイテック	福井光器	三工光学	山本紙器	みどりヶ丘病院
19年度	1	3	0	0	0	0
20年度	1	0	1	1	1	2

(ロ) 精神保健福祉普及啓発事業

地域住民の方々に対し、心の健康についての正しい知識の普及啓発と精神疾患や障害者について正しい理解の促進を図るとともに、精神保健福祉に関するボランティアの育成を行うことを目的として平成4年度からこころの健康ボランティア講座を開催しています。

表10 こころのバリアフリー講座

開催月日	テーマ	講師名	参加人数	開催場所
第1回 平成20年 9月9日	・開講式・オリエンテーション ・講義 「心の健康と精神科の病気について」	精神保健福祉センター かせ谷智子医師	27名	丹南健康福祉センター
第2回 平成20年 9月16日	・当事者の声 ・ふれあい体験 「就労移行支援事業所」 「地域活動支援センター」への参加 (いずれか1ヶ所以上を選択して参加)	障害者福祉サービス事業所職員	13名	千草の家 サニークホーム やすらぎ アップ
第3回 平成20年 9月24日	・体験談発表 「日頃のボランティア活動を通して思うこと」 ・グループワーク、まとめ 「今回の講座で学んだこと」	精神保健福祉ボランティア みちくさの会代表 ほのぼの会代表 丹南健康福祉センター職員	17名	丹南健康福祉センター

(エ) 関係機関との会議・研修会

管内の関係機関との連携の強化、資質の向上を目的とした会議・研修会を開催しています。

表11 関係機関との会議・研修会

会議名、開催月日	内容	講師名	参加人数	開催場所
警察署との 連携会議 平成20年5月30日	・意見交換会～事例を通して今後の連携体制を考える～		警察署職員 市町職員等 19名	丹南健康福祉センター
思春期関連研修会 平成20年8月28日	・事例検討会 「学校現場での気がかりな児童・生徒への対応について」 ・グループワーク	みどりヶ丘病院 綱澤 卓也医師 スクールカウンセラー 野路 知子氏	学校関係者 49名	越前市福祉健康センター
社会復帰支援 (相談対応) 研修会 ①平成20年10月23日	・処遇困難事例検討会 「多くの問題を抱える家族への支援について」	みどりヶ丘病院 綱澤 卓也医師	市町職員 警察・医療機関等関係職員 12名	丹南健康福祉センター
社会復帰支援 (相談対応) 研修会 ②平成20年11月27日	・処遇困難事例検討会 「妄想によりトラブルを起こす入所者の処遇について」 「施設内で迷惑行為をする事例」 「不安の強いケースへの対応」	みどりヶ丘病院 綱澤 卓也医師	市町職員 社会復帰施設職員 16名	丹南健康福祉センター
相談支援研修会 平成20年12月17日	・講義 「相談場面でのカウンセリング技法の利用」	CBTセンター 西川 公平氏	市町職員 社会復帰施設職員 27名	丹南健康福祉センター
アルコール関連 問題研修会 平成21年2月4日	・講義 「お酒と健康について」 ・アルコール体質判定テスト	福井県立大学 看護福祉学部 西川 京子氏	企業従業員 51名	三工光学
アルコール関連 問題研修会 平成21年3月19日	・体験発表 ・講義 「再発を 방지、回復を進める自助グループ断酒会」	福井県立大学 看護福祉学部 西川 京子氏	当事者・家族・関係者等 41名	丹南健康福祉センター

ウ 関係団体および社会復帰施設への支援

(ア) 家族会育成

精神障害への理解を深め、家族同士が協力し支え合って悩みを解消するとともに、地域に向けて障害者の住みやすい社会づくりや社会復帰に向けた前向きな取り組みができるよう支援しています。

表 1 2 家族会状況

H21. 3. 31 現在

名称	内容 会員数	例会	活動内容
つつじ会	45	10	・例会 ・役員会 ・学習会 ・交流会 ・広報 等

(イ) 精神保健ボランティア育成事業

こころの健康ボランティア講座を受講した者の中から精神保健ボランティアが誕生しました。現在 2 つのボランティアの会(みちくさの会、ほのぼの会)が設立され、積極的に社会復帰施設への協力、研修会参加等を行っています。

表 1 3 精神保健ボランティアの会の活動状況

H21. 3. 31 現在

名称	内容 会員数	活動内容
みちくさの会	16	・例会 ・役員会 ・会議、研修会
ほのぼの会	25	・交流会 ・家族会協力 ・社会復帰施設協力 ・広報等

(7) アスベスト対策

ア 健康相談窓口開設

アスベストによる健康被害が全国で表面化する中、関係労働者だけでなく一般市民にも不安が広がっているため、平成 17 年 7 月 28 日より健康相談窓口を設置し、アスベストによる健康への不安の除去、専門医療機関の紹介等の相談および情報の提供を行っています。

平成 21 年 3 月 31 日までの健康等に関する相談・問い合わせは、鯖江に 21 件、武生に 14 件ありました。

イ 石綿健康被害救済制度

石綿による健康被害の特殊性(石綿を原因とする中皮腫、肺がんについては、石綿にばく露してから 30~40 年の長い期間を経て発病すること、石綿が長期間、わが国の経済活動全般に使用されたことから個々の原因が追求できないこと、いったん発病すると多くが 1~2 年で死亡すること、自らが何の非がないにも関わらず何ら補償を受けられないまま亡くなること)に鑑み、石綿による健康被害を受けた方およびその家族の方で、労災補償等の対象とならない方に対して、「石綿による健康被害の救済に関する法律」(平成 18 年 2 月 10 日公布)が創設されました。

センターでは、石綿健康被害救済制度の受付業務について委託を受け行っており、平成 21 年 3 月 31 日までの受付件数は、鯖江 0 件、武生 3 件です

(8) がん予防対策

ア 元気長生きがん予防事業

県民の健康長寿を推進するため、がん予防や検診についての普及啓発、受診体制の整備、がん検診の受診率向上を図るため、平成15年度より、元気長生きがん予防事業を実施しています。平成20年度からは下記のとおり一層の強化を図っています。

イ 働き盛り女性・男性検診大作戦

(ア) 出前検診

表1 出前検診実施状況

平成20年度

日時	場所	受診者数
平成21年1月24日(土)	アルプラザ鯖江	乳がん 25人 大腸がん 10人
平成21年1月25日(日)	ショッピングシティー シピィ	乳がん 25人 大腸がん 19人
平成21年2月21日(土)	ショッピングシティー シピィ	乳がん 17人 大腸がん 13人
平成21年2月22日(日)	アルプラザ鯖江	乳がん 14人 大腸がん 12人

(イ) 地元医師会との共働による働き盛り世代受診率向上対策

・がん検診推進医の設置

平成20年度は、市町長や事業主にがん検診受診率向上についての提言を行い、職域や住民等を対象としたがん検診に対する普及啓発を行う「がん検診推進医」を7名依頼しました。

・職域対象者受入検討会議の開催

平成20年度は、職域対象者に市町が実施するがん検診の機会を提供するための対策を検討したり、事業主が従業員に対するがん検診受診勧奨に取り組むための対策を検討するための検討会議を開催しました。(表2)

表2 職域対象者受入検討会議実施状況

平成20年度

日時	場所	内容
平成20年10月7日(火) 14時~16時	丹南健康福祉センター	福井県のがん対策、市町におけるがん検診実施状況、事業所におけるがん検診実施状況、がん検診推進医紹介、意見交換
平成20年11月27日(木) 17時~20時30分	丹南健康福祉センター 武生福祉保健部	第1回検討会議のまとめ、丹南地域におけるがん検診の課題について、がん検診受診者拡大に向けて、受診者拡大に向けての課題
平成21年1月22日(木) 17時~20時30分	丹南健康福祉センター	第2回検討会議のまとめ、今後の取り組みについて

(9) 食品衛生

ア 許可を要する食品衛生関係営業施設の指導

食品衛生法第52条に基づく許可を要する施設の状況は表1のとおりで、昨年度より11施設減少し、4,261施設です。

主な業種は飲食店営業（45.0%）、乳類販売業（15.2%）、魚介類販売業（6.4%）、食肉販売業（6.4%）となっており、特に、飲食店営業の中でも旅館は観光地である越前海岸を有する越前町、南越前町に集中しています。

食品衛生を確保するため、これら営業施設に対する監視指導は地域別・業種別に一斉監視を実施するなど、効率的な監視を行っています。

表1 許可を要する食品営業施設数

H21.3.31現在

業種	項目	19年度 営業施設数	20年度 営業施設数	許可件数		廃業件数	監視件数
				継 続	新 規		
飲食店営業	一般食堂・レストラン	675	672	104	39	42	360
	仕出し屋・弁当屋	244	244	35	18	18	165
	旅館	156	148	23	6	14	153
	その他	853	853	140	60	60	308
	小計	1,928	1,917	302	123	134	986
	菓子（パンを含む）製造業	212	220	33	120	12	158
	乳処理業						0
	乳製品製造業	2	2				0
	魚介類販売業	272	272	38	13	14	232
	魚介類せり売業	7	7	1			0
	魚肉ねり製品製造業	3	2			1	2
	食品の冷凍・冷蔵業	7	7	1			4
	缶詰または瓶詰食品製造業	3	3				1
	喫茶店営業	656	667	49	30	19	101
	あん類製造業	3	2	1			1
	アイスクリーム類製造業	58	57	12	5	6	35
	乳類販売業	662	647	77	20	35	232
	食肉処理業	3	4		1		2
	食肉販売業	279	272	40	10	17	177
	食用油脂製造業						0
	みそ製造業	17	17	3			11
	醤油製造業	9	8	0		1	3
	ソース類製造業	2	2	1			2
	酒類製造業	12	12	1			5
	豆腐製造業	29	27	7		2	37
	納豆製造業	3	3	2			2
	めん類製造業	26	26	2	1	1	8
	そうざい製造業	62	71	6	12	3	51
	添加物製造業	3	3				6
	清涼飲料水製造業	4	4	2			3
	氷雪製造業	4	3	2		1	3
	氷雪販売業	6	6				2
	合計	4,272	4,261	587	236	247	2,064

イ 許可を要しない食品衛生関係営業施設の指導

給食施設等の食品衛生法による許可を要しない施設の状況は表2のとおりです。

給食施設については、大規模食中毒の発生を未然に防止するための「大量調理施設衛生管理マニュアル」の趣旨に沿って指導し、平成20年度は特に保育園、学校等の給食施設に対し衛生管理の徹底を指導しました。

表2 許可を要しない食品衛生関係営業施設

H21.3.31現在

業種		項目	19年度 施設数	20年度 施設数	監視件数
給食施設		学 校	32	38	38
		病院・診療所	24	29	29
		事業所	1	9	9
		その他	97	19	19
		小 計	154	95	95
乳さく取業			5	4	0
食品製造業			65	63	41
野菜・果物販売業			270	273	101
そうざい販売業			282	294	180
菓子（パンを含む）販売業			395	402	180
食品販売業（上記以外）			438	443	185
添加物の販売業			57	57	30
器具・容器包装・おもちゃの製造業又は販売業			164	165	25
合 計			1,837	1,796	837

ウ 福井県食品衛生条例に基づく施設等の指導

公衆衛生に与える影響が高い業種として、福井県が独自に定めている福井県食品衛生条例に基づく施設等の状況は表3のとおりです。

管内の越前海岸沖合は良好な漁場に恵まれており、沿岸の町では魚介類関係の営業が盛んです。条例で定めている魚介類加工業や魚介類行商営業は、これを反映して、それぞれ県下施設等数の27.2%、41.0%を占めています。一方、山間地を中心とした地域で生産される野菜、果実などの農産物の加工業も「地産地消」運動から盛んであり、漬物製造業は、これを反映して、それぞれ県下施設等数の12.6%を占めています。

これらの施設等に対しては、毎年の地域別の一斉監視や食品衛生講習会開催により、衛生確保に努めています。

表3 福井県食品衛生条例営業施設等数

条例許可状況	H21.3.31現在	
業 種	19年度	20年度
魚介類加工業	40	40
漬物製造業	27	29
合 計	67	69

条例登録状況	H21.3.31現在	
業 種	19年度	20年度
魚介類行商営業	74	75

エ 食品等の収去試験検査

食品等の安全性を確保するため、年間計画に基づき収去試験検査を実施しています。平成 20 年度の試験検査の結果は表 4 のとおりです。表示の不適合が 2 件、衛生規範不適合が 2 件、県指導基準不適合が 5 件、その他が 1 件あり、それぞれ取扱いの改善を指導しました。

表 4 食品等の収去検査結果

H21. 3. 31 現在

事業名	実施月	収去数	規格基準・表示不適合数	衛生規範・県指導基準不適合数	違反内容
牛乳特殊検査	4				
春の行楽地対策	4	13		1	県指導基準 (1)
輸入果実検査	12	2			
残留物質	はちみつ	6			
	鶏卵	7	2		
	食鳥肉	9	2		
	養殖魚	11	2		
魚介類特殊検査	5	3			
貝毒検査	5				
夏期食品一斉取締り	6~7	56		4	衛生規範 (2)、県指導基準 (2)
野菜検査	6・10	6			
玄米検査	9	2			
秋の行楽地対策	9	13	2		表示不適合 (2)
添加物表示対策	10	8			
年末食品一斉取締り	11~12	54		2	県指導基準 (2)
容器包装検査	1	8			
遺伝子組換え食品	1	2			
アレルギー特定原材料	2	3			
合 計		176	2	7	

オ 食中毒発生状況

平成16年からの食中毒の発生状況は表5のとおりです。

平成20年度は食中毒が3件発生し、病因物質は腸管出血性大腸菌O157が1件、原因不明が2件でした。原因施設は飲食店が2件、野外施設が1件でした。

表 5 食中毒発生状況

H21. 3. 31現在

年	件数	摂食者	患者数	備 考
16年	2	70	22	ウエルシュ菌 (老人福祉施設給食)
		2	2	腸炎ビブリオ (不明)
17年	0	0	0	
18年	5	10	2	ノロウイルスGⅡ (飲食店)
		19	4	不明 (飲食店)
		53	6	不明 (飲食店)
		7	2	セレウス菌下痢原生毒素 (飲食店)
		26	7	ノロウイルスGⅡ (飲食店)
19年	1	108	6	不明 (飲食店)
20年	3	53	5	腸管出血性大腸菌O157
		51	11	不明 (飲食店)
		31	10	不明 (飲食店、魚介類販売業)

カ 衛生講習会の実施状況

衛生講習会の実施状況は表6のとおりです。営業者等を対象に食中毒の多発する夏期前を中心として地域別・業種別に衛生講習会を実施し、衛生知識の普及向上と自主管理体制の強化を指導しています。また、地域住民等の要望があるところに向く「出前講座」を開催し、消費者の衛生知識向上を図っています。

表6 衛生講習会実施状況

H21.3.31現在

区分	項目	衛生講習会		出前講座(再掲)	
		開催数	受講者数	開催数	受講者数
	鯖江市	10	620	4	100
	越前市	7	741	2	20
	池田町	1	37		
	南越前町	2	81		
	越前町	4	246	1	9
	管内給食調理従事者	1	217		
	合計	25	1,942	7	129

キ 調理師および製菓衛生師免許登録の状況

調理師および製菓衛生師免許の登録状況等は表7のとおりです。

表7 調理師および製菓衛生師免許登録状況

H21.3.31現在

区分	免許の別	調理師				製菓衛生師			
		17年度	18年度	19年度	20年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	試験受験者	155	133	62	62	12	5	11	12
	試験合格者	110	77	40	40	7	5	5	10
	合格率(%)	71	58	65	62	58	100	45	83
	免許登録者	154	141	86	86	12	9	5	11

注) 登録者には養成施設卒業者を含む

ク 福井県食品衛生自主管理プログラム認証施設の状況

福井県食品衛生自主管理プログラム認証施設の状況等は表8のとおりです。

表8 福井県食品衛生自主管理プログラム認証状況

H21.3.31現在

業種	施設数					合計
	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	
仕出し弁当調製施設	2	2				4
給食施設	2	3				5
そうざい製造施設		1		1		2
めん類製造施設		1		1		2
菓子製造施設				1		1
合計	4	7		3		14

(10) 生活衛生

ア 営業六法関係施設の状況

理容所、美容所、クリーニング所、公衆浴場、興行場、旅館等営業六法関係営業施設数は表1のとおりです。

管内では観光地である越前海岸を有する町に旅館が集中しているため、海水浴シーズン前に旅館営業者に対し衛生講習会および立入検査を実施し、施設の衛生管理について指導しています。

近年の特色として、越前市（旧今立地区および白山地区）において、いわゆる農家民宿の開設がありました。これらの開設者に対しても旅館業法に基づき指導を行っています。

また、近年、入浴施設に起因するレジオネラ症が県外で発生していることから、循環ろ過装置を利用する浴槽を設置する公衆浴場、旅館の施設に対して講習会、立入検査および水質検査を実施し、衛生管理について指導しています。

イ 温泉関係

温泉の泉源等の状況は表1、2のとおりです。

平成19年に県外で起きた温泉施設での爆発事故を受け、平成20年度に温泉法が改正されました。すべての温泉採取事業者は温泉中のメタンガス濃度を測定し、その濃度によって「許可申請」または「確認申請」を行うことが義務付けられました。管内には21の源泉が存在します。採取事業者に対して適切な周知・説明を行い、温泉が安全に汲み上げられるよう指導しています。

越前町では、旅館等に温泉を配湯していることから、温泉利用施設数が多くなっています。

温泉施設の不当表示が問題となったことから、温泉掲示内容の適正化について指導しています。

表1 施設数（営業六法および温泉関係）

H21.3.31 現在

業種		市町					合計	
		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町		
営業六法関係施設	理容所	71	101	5	13	28	218	
	美容所	129	176	4	21	38	368	
	クリーニング所	16	32			7	55	
	クリーニング取次所	96	108	3	10	20	237	
	公衆浴場	9	15	1	6	9	40	
	興行場	3	4				7	
	旅館	ホテル	7	4				11
		旅館	11	25	3	28	68	135
		簡易宿所・下宿		10	3	15	42	70
		特例旅館		10				10
	小計	18	49	6	43	110	226	
温泉	源泉数	3	3	2	3	10	21	
	動力装置設置数	2	3	1	3	7	16	
	温泉採取施設数	3	1	2	3	9	18	
	利用施設数	3	6	2	5	54	70	

表2 立入件数（営業六法および温泉関係）

H21.3.31 現在

業種		市町					合 計	
		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町		
営業六法関係施設	理 容 所	9	6				15	
	美 容 所	109	23	5		32	169	
	ク リ ー ニ ン グ 所		13				13	
	ク リ ー ニ ン グ 取 次 所	2					2	
	公 衆 浴 場	3	8			6	17	
	興 行 場		1				1	
	旅 館	ホ テ ル	2					2
		旅 館	1			19	56	76
		簡易宿所・下宿				10	30	40
		特 例 旅 館		4			2	6
	小 計	3	4		29	88	124	
温 泉	源 泉	1				2	3	
	動 力 装 置 設 置							
	温 泉 採 取 施 設		1				1	
	利 用 施 設					17	17	

ウ 浄化槽

浄化槽の設置状況は表3のとおりです。

生活水準の向上に伴い、便所の水洗化に対する要望が高まる中で、公共下水道の整備は財政的・時間的に制約があることから、公共下水道未整備地域における浄化槽の設置が増加しています。

浄化槽法に規定する検査の拒否者、保守点検の拒否者に対し適正な維持管理を指導しています。また、平成19年度は浄化槽を設置した者に対し、浄化槽の適正な維持管理に関する講習会を7回開催しました。

エ 水道施設の状況

水道施設の状況は表3のとおりです。

上水道、簡易水道に対しては施設の立入検査を実施し、施設の維持管理および水質基準に基づく水質管理について指導を行っています。

また、簡易専用水道についても、貯水槽の清掃・点検や水質検査の実施等、適正な維持管理について指導しています。

オ 特定建築物関係

大型のホテル、店舗、事務所などの特定建築物の状況は表3のとおりです。

特定建築物の衛生的環境を確保するため、管理者に対し適正な維持管理を指導しています。

カ 墓地理葬関係

墓地等の施設数は表3のとおりです。

表3 浄化槽、水道、特定建築物、墓地関係施設数

H21.3.31 現在

種類		市町					合 計
		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	
浄化槽	単独処理	3,813	12,144	57	173	772	16,959
	合併処理	1,051	5,205	36	164	93	6,549
	合 計	4,864	17,349	93	337	865	23,508
水道	上水道	1	1		1	1	4
	簡易水道		5	5	8	8	26
	飲料水供給施設			3	3	1	7
	専用水道				1		1
	簡易専用水道	76	41		6	14	137
特定建築物		10	12	1	1	4	28
墓地	墓地	108	196	6	106	94	510
	火葬場	1	84	5	51	10	151
	納骨堂	1	3	1	2		7